

製品安全データシート

作成日：2017年 1月 20日
改訂日：2022年 1月 20日

1. 化学物質等及び会社情報

1-1) 化学物質等の名称

製品名 : イソプロパノール消毒液70%「カネイチ」

1-2) 会社情報

会社名 : 兼一薬品工業株式会社
住 所 : 〒555-0033 大阪府大阪市西淀川区姫島3丁目5番23号
担当部門 : 医薬情報室
電話番号 : 06-6471-3548
FAX 番号 : 06-6471-5659
連絡先 : 兼一薬品工業株式会社 医薬情報室

1-3) 推奨用及び使用上の制限

外皮用殺菌消毒剤 (医薬品 (医療用医薬品))

2. 危険有害性の要約

2-1) GHS分類区分

物理化学的危険性 :	引火性液体	区分2
	自然発火性液体	区分外
	自己発熱性化学品	分類できない
	金属腐食性物質	分類できない
健康に対する有害性 :	急性毒性 (経口)	区分外
	急性毒性 (経皮)	区分外
	急性毒性 (蒸気)	区分外
	急性毒性 (吸入 : ミスト)	分類できない
	皮膚腐食性・刺激性	区分外
	眼に対する重篤な損傷・刺激性	区分2
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	区分2
	特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露)	区分1 (中枢神経系、全身毒性) 区分3 (気道刺激性)
	特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露)	区分1 (血液系) 区分2 (呼吸器、肝臓、脾臓)
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性 :	水生環境急性有害性	区分外
	水生環境慢性有害性	区分外
	オゾン層への有害性	分類できない

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外

2-2) GHSラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語: 危険

危険有害性情報: 引火性の高い液体及び蒸気
強い眼刺激
呼吸器への刺激のおそれ
生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
中枢神経系、全身毒性の障害
長期または反復暴露による血液の障害
長期または反復暴露による呼吸器、臓器（肝臓、脾臓）の障害のおそれ

注意書き: すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと（禁煙）
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること
防爆型の電気製品、換気装置、照明機器を使用すること
静電気放電及び火花による引火を防止すること
保護具又は換気装置を使用し、暴露を避けること
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること
屋外又は換気のよい区域でのみ使用すること

3. 組成及び成分情報

3-1) 単一物質・混合物の区別 : 混合物

3-2) 成分情報

化学名又は一般名	化学式	分子量	CAS.No.	官報公示整理番号 (EINECS No.)	濃度又は濃度範囲
イソプロパノール	C ₃ H ₈ O	60.10	67-63-0	化審法 (2)-207 安衛法 既存、2-(8)-319 (200-661-7)	68.0~72.0vol%
精製水	H ₂ O	18.02	7732-18-5	—	32.8vol%

3-3) 危険有害成分 : イソプロパノール

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 患者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静にする。ひどい場合は直ちに医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣服を直ちに脱がせ、汚染した部分を水で流しながら洗浄する。石鹼を使ってよく落とす。
外観に変化が見られたり傷みが続いたりする場合は、速やかに医師の手当てを受ける。
- 眼に入った場合 : 豊富な清浄水で最低15分間眼を洗浄した後、直ちに眼科医の手当てを受けること。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は、外した後、直ちに眼科医の手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗浄した後、コップ数杯の清水を飲ませ希釈し、可能であれば指をのどに差し込んで吐き出させ、直ちに医師の手当てを受ける。
ただし、意識がない場合は、口から何も与えてはならない。また、吐かせようとしてはならない。直ちに医師の手当てを受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 霧状水、粉末、泡（耐アルコール泡）、炭酸ガス
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水（火災を拡大するおそれあり）
- 消火方法 : 初期の火災には、大量の水噴霧、又は粉末、炭酸ガス等の消火器による消火を行う。
大規模火災には、泡（耐アルコール泡）消火剤を用いて空気を遮断する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : ・関係者以外の立入りを禁止する。
- 保護具及び緊急時措置 : ・高濃度の蒸気にさらされないように保護眼鏡、防毒マスク、ホースマスク等適当な保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項 : ・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起ささないように注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : ・少量の場合には、こぼれた場所を速やかに大量の水で洗い流す。
・大量の場合には、漏出液を密閉式の空容器に出来るだけ回収し、回収できなかった場所を大量の水で洗い流す。
- 二次災害の防止策 : ・付近の着火源となるものは速やかに取り除く。
・火花を発生しない安全な用具を使用する。

7. 取扱い及び保管上の注意

7-1) 取扱い

- 技術的対策 : 「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、換気に注意する。
- 安全取扱い注意事項 : ・みだりに火気その他点火源となる恐れのあるものに接近させ若しくは注ぎ、蒸発させ、又は加熱しないこと。
 ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 ・取扱い及び保管施設の電気設備は全て防爆構造とし、流動その他によって静電気を発生させる恐れのある場所にはこれを有効に除去する装置を設けること。
 ・取扱う設備のある場所を常に整理整頓し、その場所に可燃性のもの、又は酸化性のものを置かない。
- 接触回避 : 「10. 安定性及び反応性」を参照

7-2) 保管

- 適切な保管条件 : ・保管は消防法上の貯蔵設備で行い、通風をよくし蒸気が滞留しないようにする。また、指定数量未満のものについても、火気その他危険な場所から遠ざけ通風をよくし、温度、湿度、遮光に注意し、保管する。
 ・消防法の第1類及び第6類の危険物との混合貯蔵は禁止。また、非危険物との混合貯蔵については、原則禁止であるが、例外として危険物以外の可燃性固体類又は可燃性液体類と貯蔵する場合は、それぞれをとりまとめて貯蔵し、かつ相互に1m以上の間隔を置く場合には、貯蔵することができる。
- 安全な容器包装材料 : 消防法及び国際輸送法規で規定されている容器を使用する。
- 混触危険物質 : 「10. 安定性及び反応性」を参照

8. 暴露防止及び保護措置

8-1) 管理濃度、許容濃度

化学名又は一般名	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会	ACGIH
イソプロパノール	200ppm	400ppm 980mg/m ³	TLV-TWA 200ppm TLV-STEL 400ppm
精製水	設定されていない	設定されていない	設定されていない

- 8-2) 設備対策 : 装置の気密が重要である。照明設備は防爆型のものを使用する。取扱いについては、火気のない換気のよい場所で行う。
- 8-3) 保護具 : 通常はゴム手袋、ゴム前掛、安全靴を着用する。高濃度の場所では、ゴム手袋、ゴム前掛、安全靴、保護眼鏡、防毒マスクを着用する。
- 8-4) 作業着 : 帯電防止衣服を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

9-1) 製剤の物理的及び化学的性質

外 観 : 無色透明の液
 臭 い : 特異なにおい
 比 重 : d_{20}^{20} 0.873~0.883

9-2) 成分の物理的及び化学的性質

項 目	イソプロパノール (100%として)	精製水
1) 物理的状态、形状、色など	無色透明の揮発性液体	無色透明の液体
2) 臭い	鼻を刺すような臭い	無臭
3) pH	データなし	該当せず
4) 融点・凝固点	-87.9℃	0℃
5) 沸点、初留点及び沸騰範囲	82.3℃	100℃
6) 引火点	12℃ (密閉式)	該当せず
7) 発火点	399℃	該当せず
8) 燃烧又は爆発範囲	2vol%~12vol%	該当せず
9) 蒸気圧	4.4 kPa (20℃)	3.2 kPa (25℃)
10) 蒸気密度 (空気=1)	2.1	0.62
11) 比重 (密度)	0.78505 (20℃/4℃)	1.000 (20℃/4℃)
12) 溶解性	水、有機溶剤と任意割合で混合	データなし
13) n-オクタノール/水分配係数	$\log Pow=0.05$	データなし
14) 分解温度	データなし	データなし
15) 粘度 (粘性率)	2.038mPa・s (25℃)	1.002mPa・s (20℃)

10. 安定性及び反応性 (イソプロパノール 100%として)

安定性 : 通常の手扱い条件においては安定である。
 蒸気は引火して爆発する恐れがある。

危害有害反応可能性 : 硝酸、硝酸銀、硝酸水銀、過塩素酸マグネシウムなどの強酸化剤と反応し、
 火災や爆発の危険性をもたらす。
 高温においてアルミニウムを腐食する。

避けるべき条件 : 高温への暴露

混触危険物質 : 強酸化剤、強アルカリ

危険有害な分解生成物 : 火災時の燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などの有害ガスが発生する。

1 1. 有害性情報 (イソプロパノール 100%として)

1 1-1) 製剤の有害性情報: 情報なし

1 1-2) 成分の有害性情報:

(1) イソプロパノール (100%として)

急性毒性 : ・経口 ヒト TDL₀ 223 mg/kg LD₀ 3,570 mg/kg
 ・経口 ラット LD₅₀ 5,045 mg/kg
 ・経口 マウス LD₅₀ 3,600 mg/kg
 ・経皮 ウサギ LD₅₀ 12,870 mg/kg
 ・吸入 ラット LC₅₀ 68.5 mg/L(27,908ppmV)/4h
 ・吸入 マウス LC L₀ 12,800 ppm/3h

皮膚腐食性・刺激性: ・皮膚 ウサギ 500 mg 症状 (軽度)

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性: ・ウサギでの眼刺激性試験では、軽度から重度の刺激性の報告があるとの記述があるが、重篤な損傷性は記載されていない。

・眼 ウサギ 10 mg 症状 (中度)

呼吸器感作性: 情報なし

皮膚感作性: 動物試験で有意の皮膚感作性は見られない。

生殖細胞変異原性: in vivo では、体細胞変異原性試験であるマウスの骨髄細胞を用いる小核試験 (SIDS (2002))、ラットの骨髄細胞を用いる染色体異常試験 (EHC 103 (1990)) で陰性の結果が報告されている。in vitro では、染色体異常試験のデータはなく、細菌を用いる復帰突然変異試験 (SIDS (2002)、EHC 103 (1990))、哺乳類培養細胞を用いる hprt 遺伝子突然変異試験 (SIDS (2002)) で陰性である。なお、IARC 71 (1999)、環境省リスク評価第 6 巻 (2008) では変異原性なしと記載している。

発がん性: ・IARC : グループ 3 (ヒト発がん性に分類されない物質)
 ・ACGIH : グループ 4 (ヒトに対する発がん性については分類できない)

変異原性: データなし

生殖毒性: ・ラットでの飲水投与による 2 世代繁殖試験では、繁殖能及び出生仔の発育に影響なかった。一方、ラットでの発育毒性・催奇形性試験では、催奇形性はなかったが、親動物に体重増加の低下、麻酔作用等の毒性を示した用量で、妊娠率の低下、吸収胚の増加、胎児死亡の増加等の生殖毒性が認められた。

特定標的臓器・全身毒性: ・ラットでの吸入暴露による活動性の低下が報告されている。
 (単回暴露) ・ヒトでの経口摂取による急性中毒では消化管への刺激性、血圧、体温等の低下、中枢神経症状、腎障害が認められており、標的臓器は中枢神経系、腎臓及び全身毒性と判断された。また、ヒトで鼻、喉への刺激性が認められており、気道刺激性があると判断された。

特定標的臓器・全身毒性: ・ラットでの 8 6 日間又は 4 ヶ月間吸入暴露試験で、血液、肝臓、脾臓に影響が認められたので、標的臓器は血液系、肝臓、脾臓であると判断された。
 (反復暴露) なお、区分 2 のガイダンス値を超える投与量では、麻酔作用、血液系への影響が認められている。

吸引性呼吸器有害性: データ不足のため分類できない。

(2) 精製水

急性毒性 : 情報なし
慢性毒性 : 情報なし
刺激性 : なし

12. 環境影響情報

12-1) 製剤の環境影響情報 : 情報なし

12-2) 成分の環境影響情報 : 精製水は環境に影響を及ぼさない。

(1) 分解性

項目	イソプロパノール (100%として)
1) 理論酸素要求量 (ThOD)	2.4
2) BOD ₅	0.16 gO ₂ /g (7%)
3) BOD ₂₀	1.68 gO ₂ /g (70%)
4) COD	—
5) 蓄積性	無
6) バクテリア硝化能の抑制	—

(2) 生態毒性

項目	イソプロパノール (100%として)
1) マスの幼魚	—
2) コイの一種	LC ₅₀ 11.13 g/L・96h
3) クリークチャブ	—
4) グッピー	—

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : ・ 燃焼炉の火室へ噴霧し、焼却する。
・ 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
・ 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
・ 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器・包装 : ・ 関係法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
・ 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去すること。

その他 : 取扱い及び保管上の注意の項の記載による他、引火性液体に関する一般的な注意事項による。

14. 輸送上の注意

14-1) 国際規制

国連分類 : クラス3 (引火性液体)
国連番号 : 1219
品名 : イソプロパノール又はその溶液
容器等級 : II

14-2) 国内規制

陸上規制情報 : 消防法の規定に従う。
・ 消防法 第2条 別表第1 第4類 引火性液体 3 アルコール類
・ 取扱い及び保管上の注意の項の記載による他、消防法により第1類及び第6類との混載禁止。

海上規制情報 : 船舶安全法に従う。
・ 港則法 規則第12条 危険物告示別表 2号 ホ
・ 危険物船舶運送及び貯蔵規則 第2条第1号 ハ (1) 引火性液体
・ 船舶による危険物の運送基準等を定める告示
第2条第3号 別表第1 引火性液体類
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
施行令別表第1 3号 イ 20 Z類物質

航空規制情報 : 航空法に従う。
・ 航空法 規則第194条 3 引火性液体 (引火点 60℃以下)
・ 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示
別表第1 輸送許容物件

14-3) 緊急時対応措置指針番号 : 129 (移送時にイエローカードの保持が必要)

14-4) 特別の安全対策 : 運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

15. 適用法令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）	医薬品（医療用医薬品、外皮用殺菌消毒剤）
消防法	第2条 別表第1 第4類 引火性液体 3 アルコール類（指定数量 400L）
労働安全衛生法	施行令 別表第1 危険物 4 引火性の物 施行令 別表第9 名称等を通知すべき危険物及び有害物 494 第2種有機溶剤等（有機溶剤中毒予防規則、第1条 1項 第4号）
船舶安全法	船舶による危険物の運送基準等を定める告示 第2条第3号 別表第1 引火性液体類 危険物船舶運送及び貯蔵規則 第2条第1号 ハ（1）引火性液体
港則法	規則第12条 危険物告示別表 2号 ホ
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	施行令別表第1 3号 イ 20 Z類物質
航空法	規則第194条 3 引火性液体（引火点 60°C以下） 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示 別表第1 輸送許容物件
化学物質排出把握管理推進法（PRTR法）	該当しない

16. その他の情報

引用文献	：
	1) 社団法人日本化学会編：化学便覧（改訂4版）、丸善（1993）
	2) 国際化学物質安全性カード（ICSC）日本語版、国立医薬品食品衛生研究所
	3) 独立行政法人製品評価技術基盤機構 https://www.nite.go.jp/

記載内容は現時点で入手出来た資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱いをお願いします。